

調理師試験委員条例

平成十四年三月二十七日
宮城県条例第二十八号

調理師試験委員条例をここに公布する。
調理師試験委員条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、調理師法(昭和二十三年法律第四百七号)第三条の二第一項に規定する調理師試験に関する重要事項を審議するため、宮城県調理師試験委員(以下「委員」という。)を置く。

(組織等)

第二条 委員の数は、八人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者及び県の職員のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員は、委員長及び副委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員の事務を総理し、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、委員の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員の会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県調理師試験委員

出席一回につき

一一、七〇〇円

八級